

堺市監査委員公表第19号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年4月27日

堺市監査委員	小堀清次
同	田淵和夫
同	藤坂正則
同	播磨政明

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	定期監査及び行政監査	
監査実施期間	令和4年8月1日～令和4年12月21日	
措置を講じた部局等	市政集中改革室	
指摘事項等	措置内容	所管部課
<p>1 (1)</p> <p>事務事業評価について</p> <p>市が実施する事務事業について、事務事業の改善、見直しの推進やアカウンタビリティの確保などを目的とし、事務事業評価を実施している。</p> <p>この事務について、以下のとおり意見を付す。</p> <p>[事務事業評価における費用の把握について（意見）]</p> <p>事務事業評価制度は、事業の対象や目的、内容、コスト等を明確にするとともに、事業活動や成果を客観的数値による指標等を用いて評価を行うものである。このうち、事業コストについて、より実態に即した評価を行う観点から、いくつか改良の余地がある。例えば、</p> <p>①資産を購入して事務事業を行う場合、購入年度のみ事業費が増大するため、事業費の推移を歪める原因となっている。</p> <p>②ほぼ同程度のスペースを使用する異なる事務事業の支出を比較する場合、賃借の場合は賃料として事業費に算入されるが、庁舎内のスペースを使用する場合には支出が生</p>	<p>意見で示された事業コスト算出方法の改良点を事務事業評価へ反映するには、購入資産の減価償却費や庁舎を含めた使用施設の維持管理経費、従事する職員の退職手当引当金等を、各事業単位で算出する必要があります。</p> <p>制度運営上、作業量の過大な増加を招くことなく各事業単位でコストを算出する手法を模索する必要があると考えており、効率的で実効性の高い事務事業評価となるよう、他市事例の情報収集等を行いながら引き続き研究を進めます。</p>	<p>行革推進担当</p>

<p>じないため、事務事業間の正確な比較が困難となっている。</p> <p>③事務事業別人件費は、年間の人工に一人当たり平均年間人件費を乗じて算定されているが、この人件費には退職手当発生額が考慮されていないため、過少となっている。</p> <p>以上のような点を今後補正していく方法について、具体的に取り組を進められたい。</p>		
---	--	--